

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会の役員に対する報酬の額を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、理事、監事及び評議員とする。

(報酬の額)

第3条 役員報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 理事 無報酬
- (2) 監事 無報酬
- (3) 評議員 無報酬

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月11日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。